

関連施策一覧表

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把 握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
ア. 自立に向けた力を高めるための課題															
① 若年期におけるライフプランニングを考えるための教育の充実															
1	発達段階に応じたキャリア教育総合支援事業	文部科学省	都道府県教育委員会・市区町村教育委員会・小学校・中学校	各学校段階を通じた体系的なキャリア教育・職業教育の推進	小中一貫したプログラムの開発、地域(保護者・住民・事業所等)に対して協力を促す効果的な広報活動、産業構造や地理的制約(例:離島・山間部等のへき地)等の地域の実情を踏まえた対応策等の課題に対する解決策(モデルケース)を提示し、普及・定着を図るために、小・中学校の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育プログラムの開発などの調査研究を実施する。	H21年度新規	56百万円	PTA等社会教育団体、労働局・ハローワーク、経済産業局、ジョブカフェ、地域の経営者協会、商工会議所等関係機関の関係者、有識者等からなる会議を設置。関係機関に対して、本事業の趣旨を説明するための事業説明会の実施や事業実施に当たっての指導助言などを行う。	×	-	×	H21年度新規	-	-	-
2	高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究	文部科学省	都道府県教育委員会・高等学校	各学校段階を通じた体系的なキャリア教育・職業教育の推進	高等学校、特に普通科高校におけるキャリア教育の充実のため、①高等学校段階におけるキャリア教育の充実、②外部の専門的な人材の配置及びその活用方法、③卒業生及び中退者への支援の在り方等の調査研究を実施する。	208百万円	101百万円	商工会議所等関係者、PTA関係者、労働局・ハローワーク及び経済産業局等関係行政機関等の関係者で構成する研究組織を設置し、本事業の企画・立案に関する助言を行う。	×	-	×	○	本事業の実施校を対象に、平成20年6月に、学校、教師、生徒、保護者、卒業生の区分でアンケート調査を実施	×	○
3	専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン	文部科学省	各都道府県の専修学校協会等	専修学校と高等学校の連携により、職業意識を醸成し、適切な進路選択に寄与する	高校生等の職業意識を持った自主的な進路選択など、多様な職業体験の機会の充実を図るため、専修学校の機能を活かして、高等学校等と連携し、高校生等に対する職業に就くために必要な知識・技能・資格等の事例紹介や実践的な職業体験講座を実施し、職業意識の醸成を図る。	147百万円	147百万円	高等学校や教育委員会等と連携して実施。事業計画の企画立案段階より高等学校からの助言を受け、高校生のニーズを踏まえたプログラムを策定。広報活動や受講生との取りまとめなどの協力を得つつ、各分野の専修学校において事業を実施する。	×	-	○	○	平成20年度の委託件数は21件。申請件数・委託件数ともに順調に進捗しており、より多くの受講生にキャリア教育・職業教育の機会が提供されている。	×	○
4	女性のライフプランニング支援総合推進事業	文部科学省	行政(女性関連施設)、民間企業、地域住民、学校、NPO等で構成される連絡協議会	女性のライフプランニングに関する意識形成等を促進	女性が社会で活躍するに当たり、主体的な働き方を選択していけるよう、多様な選択肢の存在や、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供することにより、女性が自己の可能性やライフステージ別の自己イメージを若い時期から持つよう支援。 本年度は全国7地域において、情報提供、相談、学習支援等を行うことにより、地域における女性のライフプランニング支援の体制整備を行う(地域では、女性関連施設等を中心とした「連絡協議会」を設置する)。	H21年度新規	25百万円	行政(女性関連施設)、民間企業、地域住民、学校、NPO等	-	女性を対象とした施策女性は、結婚・妊娠・出産といったライフイベントにより、働き方・生き方の選択を迫られることが多いことから、女性を対象とした事業を行う。	-	○(予定)	事業開始前と事業終了後に委託先団体に自己評価を行わせる。	×	-

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把 握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
5	「キャリア教育民間コー ディネーター育成・評価シ ステム開発事業」	経済産業省	NPO、民間企 業、など	地域で一体となったキャリ ア教育を実施するため、産 業界と教育界の仲介役とな るキャリア教育コーディネ ーターの育成等を促進す る。	学校等からのキャリア教育コーディネーター人 材に対するニーズの高まりを受け、キャリア教育 のコーディネートを行う上で必要な知識・ノウ ハウ・スキル等を備えた人材(以下、「キャリア教育 コーディネーター人材」という)の育成等を促進 するための基盤を構築することを目的として、 平成21年度は、下記の事業を実施する。 ・キャリア教育コーディネーターを育成・評価す るためのシステム(全国版)の開発 ・自立可能なキャリア教育の仕組みを構築する ことができるプロデューサー人材の育成・活動 支援 、等 ※キャリア教育コーディネーターの果たす役割 地域の企業・学校等関係者間のネットワークの 構築、体系的・効果的なキャリア教育カリキュラ ムの作成、地元企業やOB人材・大学生サポー ターなど地域の協力による授業のサポート、そ ののための連絡・調整など	100百万円	115百万円	NPO、民間企業な ど	×	—	×	○	H20年度は「研修プログラム 作成・実証事業」として8件 のプログラムを開発し実施。	×	○

②教育領域と職業領域等の連携に基づく若年期の自立支援の充実

6	地域における若者支援の ための体制整備モデル事 業	内閣府(共 生社会)	少年補導セン ター等	地域において様々な問題 を抱える若者を個別的・継 続的に支援するモデル事 業を実施する	平成21年度は「地域における若者支援のため の体制整備モデル事業」を全国で15か所実施 する。成果は全国に普及することで、地域にお ける若者支援を効果的に推進する。 (平成20年度モデル事業の内容) ・「ユースアドバイザー養成プログラム」に基づ き、「ユースアドバイザー(若者の自立支援に対 応する専門的な相談員)」を養成するための講 習会を実施 ・少年補導センター等を地域の中核機関とし、 様々な問題を抱える若者を関係機関・団体等と 連携して個別的・継続的に支援する体制を整 備	57.948百万円	102.521百万円	少年補導センター、 地方自治体(青少 年関係部局(相談 窓口)等)、教育関 係機関(教育委員 会、教育相談所、 学校)、就労支援機 関(ハローワーク、 ジョブカフェ、サ ポートステーション 等)、福祉関係機関 (児童相談所、児童 家庭支援セン ター)、保健・医療 機関(精神保健福 祉センター、病院、 保健所等)、矯正・ 更生保護関係機関 (保護観察所、少年 鑑別所)等	×	—	×	○	平成20年度:9カ所におい てモデル事業を実施	×	○
7	子ども・若者育成支援推 進法	内閣府(共 生社会)	内閣府	総合的な子ども・若者育成 支援のための施策を推進 する	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が 社会生活を円滑に営むことができるようにする ための支援その他の取組について、その基本 理念、国及び地方公共団体の責務を定めると ともに、子ども・若者育成支援推進本部(本 部長:総理)を設置する。 (「子ども・若者育成支援推進法」は平成21年7 月8日公布。公布の日から起算して一年を越え ない範囲内において政令で定める日から施行)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	問題を抱える子ども等の 支援事業	文部科学省	都道府県・指 定都市教育委 員会、NPO、 民間施設、公 的施設	不登校、暴力行為、いじ め、児童虐待、高校中退な ど生徒指導上の課題への 対応。	不登校、暴力行為、いじめなどの未然防止、早 期発見・早期対応など、児童生徒の支援を行 うとともに、不登校児童生徒の実態に応じた効 果的な活動プログラム等の開発や不登校等 により高等学校を中退後、学校に復帰した者 に対する支援の効果的なプログラム開発等につ いて調査研究を行う。	955百万円	956百万円	教育支援センター (適応指導教室)、 第三者的な機関、 サポートチーム、 NPO等	×	—	×	○	・平成20年度は、「問題を 抱える子ども等の自立支援 事業」を47都道府県で実 施。 ・平成20年度は、「不登校 への対応におけるNPO等 の活用に関する実践研究 事業」を40団体に委託して 実施。	×	○

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把 握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
9	スクールソーシャルワーカー活用事業	文部科学省	都道府県・指定都市(間接補助事業として行う場合は、市町村)	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題への対応。	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。	1,538百万円	学校・家庭・地域の連携協力推進事業14,261百万円の内数	児童相談所等児童家庭福祉の関係機関、保健・医療の関係機関、警察等の関係機関等	×	—	×	○	平成20年度は、「スクールソーシャルワーカー活用事業」を46都道府県・294市区町村で実施。	×	○
10	地域生活・自立支援事業	厚生労働省	都道府県、政令指定都市 児童相談所設置市	施設を退所した者等に対して、社会的に自立した地域生活を継続的に営むことができるよう、きめ細かな支援を実施する	児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する。	21百万円	21百万円	都道府県は、本事業の毎年度の実施状況等について、翌年度4月末日までに厚生労働省あてに提出する。	×	—	×	×	—	—	—
11	若者職業的自立支援推進事業	厚生労働省	民間団体	ニート状態にある若者の職業的自立支援	ニート状態にある若者の職業的自立を支援するため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」を設置し、専門的な相談やネットワークを活用した誘導など、多様な就労支援メニューを提供する「地域若者サポートステーション事業」を実施(平成21年度:全国92か所)。 また、合宿形式による集団生活の中での生活訓練・労働体験等を通じて、社会人、職業人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信を身に付けることにより、就労等へとつなげる「若者自立塾事業」を実施(平成21年度:全国30か所)。	1,950百万円	2,240百万円	地方自治体はもとより、教育機関、保健・福祉機関、就労支援機関、経済団体等幅広い専門機関・団体による「地域の若者支援ネットワーク」を整備し、各種支援プログラムの展開に当たってネットワーク参加機関から指導者の派遣などの協力を得たり、若者各人の抱える課題に応じこれら機関への誘導を行うなど、綿密に連携の上、ニート状態にある若者の職業的自立支援を図っている。	×	—	×	○	【把握内容】 若者自立塾卒業後6ヶ月経過後の就労率 【H19年度実績】 59.4% 【把握内容】 地域若者サポートステーションの利用開始から6ヶ月後の時点で、 ①就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合 ②就職等進路決定者の割合 【H19年度実績】 ①51.5% ②26.8% 政策評価実施	×	○

③ 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実

12	配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業	内閣府(男女共同参画局)	内閣府(男女共同参画局)	配偶者からの暴力の被害者のニーズに合致したきめ細かな自立支援を行う。	配偶者からの暴力の被害者の自立を支援するプログラム案を試行し、全国に普及させる。 (平成20年度事業内容) 地域において生活している被害者及びその子どもを対象とした、様々な人と交流し情報交換を行う「居場所」づくり (平成21年度事業内容) 地域において生活している被害者の社会参画が促進され、ひいては就労に結びついて自立を支援する「社会参加促進モデル」を実施する予定	12.7百万円	14.8百万円	被害者支援を行う民間団体に委託して事業を実施。試行の際、各地域の地方公共団体等と連携・協力して実施。	○	以下の調査で得られたデータの活用 「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」(平成18年)	○	○	被害者の自立が促進される。 自立支援プログラム案の試行結果報告	○	○
----	----------------------	--------------	--------------	------------------------------------	---	---------	---------	--	---	---	---	---	--	---	---

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把 握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
13	DV被害者のための相談 機関電話番号案内サービ ス(DV相談ナビ)	内閣府(男 女共同参画 局)	内閣府(男女 共同参画局)	配偶者からの暴力の被害 者が相談しやすい環境を 整備し、被害者の的確か つ迅速な保護を図る。	配偶者からの暴力に悩んでいるが、どこに相談 したらよいかわからないという被害者を、相談機 関につなぎ、支援等に関する情報を入手しや すくするため、全国統一のダイヤルを設定し、 自動音声により、指定の地域の最寄りの相談窓 口を案内する電話番号案内サービス。	3.3百万円	6.1百万円 (13.2百万円の内数) H21年度補正 経済危機対策	○	以下の調査で得られた データの活用 ・「配偶者暴力相談支援セ ンターにおける配偶者から の暴力が関係する相談件 数等調査」(四半期毎実 施) ・「男女間における暴力に 関する調査」	○	○	被害者の的確かつ迅速な 保護が図られる。 相談ナビ登録相談機関: 803箇所(H20)	×	○	
14	配偶者からの暴力被害者 支援セミナー	内閣府(男 女共同参画 局)	内閣府(男女 共同参画局)	相談業務の質の向上を図 る。	地方公共団体における相談業務の質の向上を 図るため、地方公共団体の相談担当者を対象 として、各種セミナーを開催。 基礎セミナー:相談員として必要な基本的知 識・技術を身につける (経験3年未満対象)。 応用セミナー:様々な相談への的確な対応や 配慮事項についての専門的な知識・技術の向 上を図る(経験3年以上)。 管理職セミナー:相談事業を管理統括する管 理者として必要な知識・技術の向上等を図る。	9.7百万円	9.8百万円	○	以下の調査で得られた データの活用 ・「配偶者暴力相談支援セ ンターにおける配偶者から の暴力が関係する相談件 数等調査」(四半期毎実 施) ・「男女間における暴力に 関する調査」	○	○	地方公共団体における相 談業務の質の向上が図ら れる。 参加者アンケート実施 「良かった」とする評価の割 合 ・基礎セミナー93.3% ・応用セミナー99.1% ・管理職セミナー83.0% (H20) 政策評価実施	×	○	
15	配偶者からの暴力被害者 支援アドバイザー派遣事 業	内閣府(男 女共同参画 局)	内閣府(男女 共同参画局)	配偶者暴力相談支援セン ター等における、相談業務 の充実を支援する。	配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画 センター等に専門的な知識や経験を有するア ドバイザーを派遣し、地域の現状を踏まえ、相 談員等に対し、効果的な助言、指導を行う。	11.2百万円	11.2百万円	○	以下の調査で得られた データの活用 ・「配偶者暴力相談支援セ ンターにおける配偶者から の暴力が関係する相談件 数等調査」(四半期毎実 施) ・「男女間における暴力に 関する調査」	○	○	配偶者暴力相談支援セン ター等において、地域の現 状に即した相談業務の充 実が図られる。 アドバイザー派遣件数163 件(H20)	×	○	
16	配偶者からの暴力防止と 被害者支援に関する全国 会議	内閣府(男 女共同参画 局)	内閣府(男女 共同参画局)	広域連携や官民連携の更 なる強化・拡大及び地方公 共団体における取組の推 進を図る。	配偶者からの暴力防止と被害者支援に関わる 官民担当者(内閣府、関係省庁、地方公共団 体及び民間団体等)が一堂に会し、意見交換 や必要な情報を共有する。	2.6百万円	2.2百万円	○	以下の調査で得られた データの活用 「男女間における暴力に関 する調査」	○	○	参加者アンケート実施 「有益だった」とする評価の 割合85.7%(H20) 政策評価実施	×	○	
17	外国人向け広報資料 (「配偶者からの暴力の被 害者へ」)の作成・配布	内閣府(男 女共同参画 局)	内閣府(男女 共同参画局)	配偶者からの暴力の外国 人被害者に対する円滑な 支援を図る。	外国人向け広報資料(「配偶者からの暴力の被 害者へ」)を8ヶ国語(英語、スペイン語、タイ 語、タガログ語、韓国語、中国語、ポルトガル 語、ロシア語)を作成。 (内容) 一般的な支援制度のほか、 ・在留期間の更新・在留資格の変更 ・正規の在留資格を有しないで日本に滞在し ている場合の対応方法 ・外国人登録原票の取扱い ※各都道府県、配偶者暴力相談支援センター 及び女性センターへの配布、ホームページへ の掲載。	4.2百万円	—	○	以下の調査で得られた データの活用 ・「配偶者暴力相談支援セ ンターにおける配偶者から の暴力が関係する相談件 数等調査」(四半期毎実 施) ・「男女間における暴力に 関する調査」	○	○	外国人被害者に対する円 滑な支援が図られる。 ・各都道府県、配偶者暴力 相談支援センター及び女 性センターへの配布 ・ホームページへの掲載	×	×	

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し				
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映	
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額									
18	犯罪被害者等に対する精神的支援等の総合的な支援の実施	警察庁	警察庁	犯罪被害者等に対する精神的支援等の総合的な支援の充実	・犯罪被害者等への情報提供の実施(「被害者の手引き」の交付等) ・指定被害者支援要員制度の運用(捜査員とは別に指定された警察職員による病院への付添い等の各種支援活動の実施) ・相談・カウンセリング体制の整備(各種相談窓口の設置、カウンセリングに関する専門的知識・技術を有する職員の配置等) ・民間被害者支援団体との連携(警察からの情報提供(犯罪被害者等の氏名、犯罪被害の概要等)、財政的援助等)	・警察のカウンセリングアドバイザー委嘱に係る経費(補助金):25百万円 ・民間被害者支援団体等に対する活動支援に要する経費(国費):10百万円 ・民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託に要する経費(補助金):60百万円 ・民間被害者支援団体に対する相談業務の委託に要する経費(補助金):127百万円 ・民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託に要する経費(補助金):45百万円等	・警察のカウンセリングアドバイザー委嘱に係る経費(補助金):25百万円 ・民間被害者支援団体等に対する活動支援に要する経費(国費):10百万円 ・民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託に要する経費(補助金):52百万円 ・民間被害者支援団体に対する相談業務の委託に要する経費(補助金):94百万円 ・民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託に要する経費(補助金):57百万円等	第一線で犯罪被害者等と接する各都道府県警察、民間被害者支援団体及びカウンセリング専門機関と連携の上実施している。	×	—	×	○	指定被害者支援要員の総数 26,019人 民間被害者支援団体における相談受理件数 16,788件	×	×	
19	婦人相談所一時保護所等における心理療法担当職員の配置	厚生労働省	都道府県	DV被害者の受け入れ態勢の整備	婦人相談所一時保護所等に心理療法担当職員を配置し、DV被害者に対する心理的ケアを実施する。	婦人保護事業費負担金870百万の内数 婦人保護事業費補助金1,287百万の内数	婦人保護事業費負担金879百万の内数 婦人保護事業費補助金1,261百万の内数	無	—	女性を対象とする施策	—	○	【把握方法】 負担金及び補助金の交付申請件数 【H20年度実績】 31か所	—	—	
④ 高齢期における経済的自立や社会参画の実現に向けた取組の推進																
20	高齢者地域活動推進者(コミュニティ・ワーク・コーディネーター)養成支援事業	厚生労働省	民間団体	高齢者の社会参加・生きがい作りの支援の推進	「高齢者地域活動推進員(コミュニティ・ワーク・コーディネータ)を養成し、意欲ある地域の高齢者や住民が、主導的・積極的に活動するための環境を整備する。 ※高齢者地域活動推進員 地域の高齢者が「求めていること」と「できること」を結びつけるために、地域の実情に応じ、幅広い活動をおこなう。	H21年度新規	90百万円	民間団体が実施する高齢者地域活動推進員の養成研修について、必要な経費を助成。	×	—	×	H21年度新規	—	—	—	
イ. 雇用・就業の安定に向けた課題																
①雇用の場の改革																
21	短時間労働者均衡待遇啓発事業	厚生労働省	厚生労働省、民間団体	改正パートタイム労働法(平成20年4月施行)に基づくパートタイム労働者の均衡待遇及び正社員化が推進されるよう、事業主へのアドバイス等を行う専門家の配置等を実施	・均衡待遇推進に向けた均衡待遇・正社員化推進プランナーの配置 ・均衡待遇及び正社員化に係る好事例の提供等 ・均衡のとれた賃金制度を推進するための取組の検討	153百万円	480百万円	・地方自治体や関係団体が主催する事業主向け説明会における施策内容の周知 ・施策内容等に関する地方自治体や関係団体への情報提供	×	—	×	H21年度新規	—	—	—	

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把 握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
22	短時間労働者均衡待遇 推進等助成金	厚生労働省	民間団体	パートタイム労働者と正社 員との均衡を考慮した評 価・資格制度を導入する企 業等に対する助成金の支 給	(1) 事業主向け助成金 (ア) 正社員と共通の評価・資格制度を設け、実 際に格付けされた短時間労働者が出た場合、 500千円(中小企業は600千円)を助成する。 (イ)短時間正社員制度を設け、実際に制度の対 象者が出た場合、300千円(中小規模企業は 400千円)を助成する。また、2～10人目の制度 利用者が出た場合、1人につき100千円(中小 規模企業は150千円)を助成する。 (ウ) 正社員への転換制度の導入その他の措置 を設け、実際に対象となる短時間労働者が出 た場合、300千円(中小企業は400千円)を助成 する。 (2)業種別等の中小企業事業主団体向け 正社員と共通の評価資格制度等の導入につい て、傘下企業に対する中小企業診断士等によ る個別診断等による支援事業を2年間にわたり 実施した場合、中小企業事業主団体に対し、 各年度に目標達成度合いに応じ、10,000千円 を上限に助成する。	662百万円	797百万円	・地方自治体や関 係団体が主催する 事業主向け説明会 における施策内容 の周知 ・施策内容等に関 する地方自治体や 関係団体への情報 提供	×	—	×	○	【把握方法】 助成金支給件数 【実績】 2,753件 政策評価実施	×	○
23	職場における男女雇用機 会均等の推進	厚生労働省	厚生労働省、 都道府県労働 局雇用均等室	男女雇用機会均等法の履 行確保のため、厳正的確 な行政指導を行うとともに、 迅速な紛争解決の援助を 実施する。	男女雇用機会均等法の内容に沿った雇用管 理が実現されるよう、法令等の周知徹底を図 り、法違反に対する厳正的確な行政指導を実 施するとともに、労働者・事業主からの相談に 対処し、その間に生じた紛争の早期解決に向 けた援助等を行う。	532百万円	499百万円	関係行政機関、地 方自治体、労使団 体等と連携し、セミ ナーの開催や、チラ シやリーフレットの 配布等、効果的な 周知啓発等を行っ ている。	○	・労働者、事業主からの相 談 ・均等法に基づく企業から の報告徴収 ・雇用均等基本調査 等により、男女の雇用均等 問題に係る雇用管理の実 態を把握	○	○	【把握の内容】 役職者に占める女性の割 合 【平成20年実績】 8.5% 【把握の内容】 労働局雇用均等室が実施 した男女雇用機会均等法 に基づく指導の是正割合 【平成20年度実績】 93.4% 政策評価実施	○	○
24	ポジティブ・アクションの取 組の推進	厚生労働省	厚生労働省、 都道府県労働 局雇用均等 室、民間団体	男女雇用機会均等法の履 行確保とともに、男女労働 者の格差の解消を目指し た企業の積極的かつ自主 的な取組(ポジティブ・ア クション)を進めるため、その 周知と取組のノウハウを提 供する。	ポジティブ・アクションについて、男女雇用機会 均等法の規定の周知を徹底し、職場において 生じている事実上の男女間格差の解消の必要 性や重要性について、国民全体への理解を促 進するため、経営者団体と連携した協議会の 開催や、各企業において選任されている機会 均等推進責任者への情報提供、ポジティブ・ア クションを推進している企業に対する表彰の実 施等を行う。また、ポジティブ・アクションに取 組む企業に対し、具体的な推進のための方策 についてノウハウ等を提供するため、研修の実 施等を行う。	368百万円	329百万円	・関係行政機関、地 方自治体、労使団 体等と連携し、男女 雇用機会均等月間 や均等・両立推進 企業表彰の協力依 頼、チラシやリーフ レットの配布等、効 果的な周知啓発等 を行っている。 ・経営者団体と連携 した協議会を開催 し、企業の自主的な 取組を促している。	○	・労働者・事業主からの相 談 ・均等法に基づく企業から の報告徴収 ・雇用均等基本調査 ・中小企業女性の活躍推 進状況診断事業結果 等により、企業において男 女労働者の間に事実上生 じている格差の実態を把握	○	○	【把握の内容】 役職者に占める女性の割 合 【平成20年実績】 8.5% 【把握の内容】 機会均等推進責任者を選 任している事業所のうちポ ジティブ・アクションに取り組 む事業所の割合 【平成20年度実績】 93.4% 政策評価実施	×	○

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握の方法及び内容	(15) 施策の実績、効果等の男女別把握の有無	(16) 実績や効果等の次の施策への反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
25	住宅手当緊急特別措置事業	厚生労働省	都道府県、指定都市、中核市、その他市区町村(町村は福祉事務所を設置している町村に限る。)		離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給する。	H21年度新規	セーフティネット支援対策等事業費補助金111,400百万円の内数 H21年度補正	ハローワーク、都道府県社会福祉協議会等	×	—	×	H21年度新規	—	—	—
26	「総合支援資金」の創設	厚生労働省	社会福祉協議会	雇用と住居を失ったものに対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費等の貸付を行う	「総合支援資金」を創設し、離職者等に対して、継続的な生活相談・支援と併せて生活費等の貸付を行うことにより生活の立て直しを支援する。	H21年度新規	セーフティネット支援対策等事業費補助金111,400百万円の内数 H21年度補正	社会福祉協議会	×	—	×	H21年度新規	—	—	—
27	臨時特例つなぎ資金貸付事業	厚生労働省	社会福祉協議会		住居を喪失した離職者に対し、公的給付制度等の申請から決定までの間に必要な生活費用の貸付を行う。	H21年度新規	セーフティネット支援対策等事業費補助金111,400百万円の内数 H21年度補正	社会福祉協議会	×	—	×	H21年度新規	—	—	—
28	雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金	厚生労働省	厚生労働省(都道府県労働局・公共職業安定所)	失業の予防及び雇用の安定	景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る貸金負担額の一部を助成するもの。	5,527百万円	652,356百万円	無	×	—	×	○	【把握方法】 月次による業務報告を集計 【把握内容】 支給決定状況 計画届申請事業所数及び対象労働者数 【H20年度実績】 支給決定状況 事業所数 4,888か所 対象者数 254,181人 政策評価実施	×	○
29	雇用調整助成金の拡充等(残業削減雇用維持奨励金)	厚生労働省	厚生労働省(都道府県労働局・公共職業安定所)	失業の予防及び雇用の安定	景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業を削減して雇用の維持等を行う事業主に対して助成を行う。		6,854百万円	無	×	—	×	平成20年3月30日から実施	—	×	○
30	労働移動支援助成金(離職者住居給付金)	厚生労働省	厚生労働省(都道府県労働局・公共職業安定所)	失業者の住居の安定	世界的な金融危機の影響により、やむを得ず雇用契約の中途解除や雇い止め等を行った際に、労働者の離職後も引き続き住居を無償で提供するか住居に係る費用の負担をした事業主に対して助成を行う。	290百万円	3,477百万円	無	×	—	×	○	【把握方法】 月次による業務報告を集計 【把握内容】 計画認定件数及び対象労働者数 【H20年度実績】 計画認定件数 411件 計画対象労働者数 7,643人 ※本奨励金は平成21年2月6日から実施 政策評価実施	×	○

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把 握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
31	就職安定資金融資事業	厚生労働省	厚生労働省 (都道府県労働局・公共職業安定所)、労働金庫、(社)日本労働者信用基金協会	失業者の住居と安定的な就労機会の確保	事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職者のうち、当該離職に伴ってそれまで入居していた社員寮からの退去を余儀なくされるなどによって住居喪失状態となっている者に対して、住宅入居初期費用などの必要な資金を貸し付けることにより、これらの者の住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援する。	3,825百万円	21,815百万円	無	×	—	×	○	【把握方法】 融資実施機関からの報告 【把握内容】 融資実施状況 【H20年度実績】 融資実行件数 5,840件 融資実行金額 3,646.453百万円	×	○
32	雇用保険制度の見直し	厚生労働省	厚生労働省	現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を図る	現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能を強化(適用範囲の拡大、受給資格要件緩和、給付日数の充実等)	1,485,300百万円 (失業等給付費)	2,260,500百万円 (失業等給付費)	—	×	—	×	×	—	—	—
33	緊急人材育成・就職支援基金の創設	厚生労働省	中央職業能力開発協会	雇用保険を受給できない者等に対する職業訓練、再就職、生活への総合的な支援。	雇用保険を受給できない者に対して、職業訓練を抜本的に拡充するとともに、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付」の支給等を行う。	H21年度新規	700,000百万円 (3年間)	無	×	—	×	H21年度新規	—	—	—
34	職業能力開発支援の拡充・強化	厚生労働省	独立行政法人雇用・能力開発機構、都道府県	再就職支援、能力開発対策の推進	・職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の充実 ・民間教育訓練機関等を活用した委託訓練について実施規模の拡大 ・母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際に託児サービスを提供	H21年度新規	14,500百万円	無	×	—	×	H21年度新規	—	—	—
35	短時間正社員制度導入支援事業	厚生労働省	民間団体	短時間正社員制度の導入モデルの開発、普及・定着促進事業の実施	・短時間正社員制度の導入モデルの開発、業界団体等とタイアップした導入モデルの普及・定着 ・好事例の収集・提供、マニュアル等の短時間正社員制度に関する情報提供	39百万円	53百万円	無	×	—	×	H21年度新規	—	—	—

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把 握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
36	ワークシェアリングの普及	厚生労働省	政府、連合、日本経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会	日本型ワークシェアリングの普及促進	平成21年3月23日に「雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意」を交わし、雇用維持の一層の推進の観点から「日本型ワークシェアリング」への労使の取り組みを促進することとした。当該取組を促進するため、雇用調整助成金の支給の迅速化、内容の拡大を図り、正規・非正規労働者を問わず、解雇等を行わず雇用維持を図るための支援を早急に行う。	5,530百万円	58,100百万円	政労使合意に基づき、政府、経営側、労働側が一体となって雇用維持の一層の推進を図るため、我が国の労働現場の実態に合った形での「日本型ワークシェアリング」とも言える様々な取組を強力に進める。 ※経営側：どのような経営環境にあっても、雇用の安定は企業の社会的責任であることを十分に認識し、個々の企業の実情に応じ、成果の適切な分配や、労働者の公正な処遇に配慮しつつ、残業の削減を含む労働時間の短縮等を行い、雇用の維持に最大限の努力を行う。 ※労働側：生産性の向上は雇用を増大するとの認識の下、コスト削減や、新事業展開など経営基盤の維持・強化に協力する。	×	—	×	○	雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給決定状況 【把握方法】 月次による業務報告を集計 【把握内容】 支給決定状況 計画届申請事業所数及び対象労働者数 【H20年度実績】 支給決定状況 事業所数 4,888か所 対象者数 254,181人 政策評価実施	×	○

② 女性の就業継続や再就業を支援するための環境整備

37	仕事と生活の調和の推進	内閣府(共生社会)	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、労働団体、経営者団体、地方公共団体等	仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)憲章と行動指針に基づき、仕事と生活の調和を推進する。	同左	161百万円(内閣府関係分)	195百万円(内閣府関係分)	「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議」による連携	○	「憲章」では仕事と生活の調和が実現した社会の姿として、性や年齢などに関わらず多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現が謳われている。	○	○	「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に盛り込まれた数値目標(14項目)、「仕事と生活の調和実現度指標」等により仕事と生活の調和の実現状況を評価。	○	○
38	専修学校等を活用した就業能力向上支援事業	文部科学省	専修学校を設置する学校法人等	若者や社会人、子育てにより仕事を中断した女性等を対象に、知識・技術等を身に付け、就業に資することを目的とする。	若者の早期離職者・フリーターやニート、定年退職をむかえる中高年等の社会人、子育てにより仕事を中断した女性等の、再就職を希望するが知識・技術の不足等により再就職が困難となっている者に対し、専修学校がその職業教育機能を活用した専門的・実践的な知識や技術の習得を目的とした実践型教育プログラムを提供し、再就職に必要な就業能力の向上を支援する取組を推進する。	H21年度新規	540百万円	女性対象コースについては、女性関連施設と連携し、支援の充実を図る取組みとしている。	—	子育てにより仕事を中断した女性等を対象とした「女性対象コース」を設けている。	×	H21年度新規	—	—	—
39	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	厚生労働省	厚生労働省	育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を図る	育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう、育児休業、介護休業、子の看護休暇制度、時間外労働の制限の制度、勤務時間短縮等の措置等について定めるもの。 ※なお、本年6月に、3歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長等を内容とする改正法が成立した。	—	—	—	○	男性の育児休業取得促進策を、今回改正を行った育児・介護休業法に盛り込んでいる。	○	×	—	—	—

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把 握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
40	次世代育成支援対策推進法	厚生労働省	厚生労働省	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を図る。	我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定、その他次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定める。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について	厚生労働省	民間団体	労働者の仕事と子育ての両立を支援するための企業に対する一般事業主行動計画の策定支援を実施する。	一般事業主行動計画の策定・届出の義務付けが拡大される平成23年までの2年間に、101人以上300人以下規模企業を中心とした中小企業に対する一般事業主行動計画の策定・届出の取組に向けた支援を強化する。	48百万円	783百万円	次世代育成支援対策推進センターや地方公共団体と連携して、企業に対する周知啓発等を実施。	×	—	○	○	【把握内容】 行動計画の届出状況 【H21年3月末現在実績】 ・301人以上企業:99.1% ・300人以下企業:18,137社 ・認定企業:652社 ※認定企業になるには、行動計画内に男女それぞれ育児休業等取得実績があることが必要(ただし、300人以下の事業主については、特例措置あり)	○	○
42	仕事と生活の調和の実現	厚生労働省	厚生労働省	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和の実現を図る	業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定を支援するとともに、相談・助言を行う「仕事と生活の調査推進アドバイザー(仮称)」の養成を図る。また、労働時間が長い事業所を対象とした重点的な監督指導を実施する。	2,700百万円	3135百万円	内閣府「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」「仕事と生活の調和関係省庁連絡推進会議」合同会議において、仕事と生活の調和の実現に向けた施策全体の連絡調整やフォローアップがおこなわれている。	×	—	○	○	【把握方法】 ①労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合 ②週労働60時間以上の雇用の割合 ③年次有給休暇取得率 【H20年度実績】 ①46.2% ②10.0% ③47.7% ※③については、19年度実績	×	○
43	育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)の支給	厚生労働省	民間団体	仕事と家庭の両立を図る労働者を支援する事業主・事業主団体を支援する	仕事と家庭の両立を図る労働者を支援する事業主・事業主団体へ助成金を支給。 ①代替要員確保コース、②子育て期の短時間勤務支援コース、③育児・介護費用等補助コース、④休業中能力アップコース、⑤職場風土改革コース	6,183百万円	2,847百万円	無	○	職場風土改革コースにおいて、男性の育児参加を促進することを一つの要件としている。	○	○	【把握方法】 それぞれのコースの内容に即して、例えば、①本助成金の支給対象となった当該企業における育児休業の取得後の復職率90%以上や、②本助成金の支給対象となった短時間勤務制度を利用した労働者の継続就業率90%以上などの目標を設定し、PDCAサイクルによる目標管理を行っている。 【H20年度実績】 ①95.6%、②100%	×	○
44	事業所内保育施設設置・運営助成金	厚生労働省	都道府県労働局雇用均等室	労働者のための託児施設を事業所内に設置、運営費及び増築を行う事業主、事業主団体に、その費用の一部を助成	労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成するもの。	H21年度新規	3,660百万円	無	×	—	○	H21年度新規	【把握方法】 本助成金の支給対象となった託児施設を利用した労働者の継続就業率90%という目標を設定し、PDCAサイクルによる目標管理を行う。 【H20年度実績】 97.1% ※20年度までは、育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)として事業を行っていた。	×	○

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し				
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把 握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映	
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額									
45	中小企業子育て支援助 成金	厚生労働省	都道府県労働 局雇用均等室	子育て支援を行う中小企 業に対する支援の充実	育児休業又は短時間勤務制度の利用者が初 めて出た中小企業主(労働者数100人以下)に 対し、これらの制度利用者の5人目まで助成金 を支給する。	1,235百万円	22.13百万円	無	×	—	○	○	【把握方法】 本助成金の支給対象となっ た育児休業制度等を利用 した労働者の継続就業率 90%といった目標を設定 し、PDCAサイクルによる目 標管理を行っている。 【H20年度実績】 96.4%	×	○	
46	ファミリー・サポート・セン ター事業	厚生労働省	市区町村	地域における子育て等の 相互援助活動に関する連 絡、調整を行う。	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の 労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等 の援助を受けることを希望する者と当該援助を 行うことを希望する者との相互援助活動に関す る連絡、調整を行うもの。	37,500百万円	38,800百万円	無	×	—	○	○	【把握内容】 実施市町村 【H19年度末現在】 540市区町村	○	○	
47	母子家庭自立支援給付 金事業	厚生労働省	都道府県、 市、福祉事務 所設置町村	母子家庭の自立の推進	(1)自立支援教育訓練給付金事業 実施主体が指定した教育訓練講座を受講した 母子家庭の母に対して、自立支援教育訓練給 付金を支給する。 (2)高等技能訓練促進費等事業 看護師等経済的自立に効果的な資格の取得 を促進するため、2年以上養成機関で修業する 場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のため、 高等技能訓練促進費を支給するとともに、 入学金の負担軽減のため、入学支援修了一時 金を支給する。	母子家庭等対策総合 支援事業(2,439百万 円)の内数	母子家庭等対策総 合支援事業(3,431百 万円)の内数 + 安心こども基金拡充 分(150,000百万円) の内数	無	—	女性(母子家庭)を対象と する施策	—	○	【把握内容】 高等技能訓練促進費等事 業を利用したことによる就 業実績及び資格取得者数 【H18年度実績】 就業実績:768件 資格取得者数:873件 政策評価実施	×	—	
48	職業訓練を受けるひとり 親家庭に対する託児サー ビス提供事業	厚生労働省	都道府県、指 定都市、中核 市	母子家庭の自立の推進	職業訓練を受けるひとり親のこどもの託児サー ビスを、母子家庭等就業・自立支援センター等 に委託して行う。	H21年度新規	安心こども基金拡充 分(1,500億円)の内 数	無	—	女性(母子家庭)を対象と する施策	—	H21年度 新規	—	—	—	—
49	母子寡婦福祉貸付金	厚生労働省	都道府県、指 定都市、中核 市	母子家庭及び寡婦の経済 的自立の助成と生活意欲 の助長、これらの児童等の 福祉の増進	母子家庭及び寡婦に対し、生活に必要な資金 やその子の修学に必要な資金等について貸付 を行う。	5,040百万円	5,040百万円	無	—	女性(母子家庭)を対象と する施策	—	×	—	—	—	

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し				
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映	
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額									
50	再就職希望者支援事業	厚生労働省	民間団体	育児・介護等のために退職し、将来再就職を希望する人の再就職準備を、計画的に行えるよう支援する。	育児・介護等のために退職し、将来再就職を希望する者に対し、セミナーの実施等、情報提供等の援助を行うほか、平成16年度から、キャリアコンサルタント等による相談の実施等、再就職のための計画的な取組が行えるようきめ細かい支援を行う。 このうち、全国47カ所で実施している「再チャレンジサポートプログラム」では、以下による支援を実施している。 (1)キャリアコンサルティングの実施 (2)再チャレンジプランの策定支援 (3)再チャレンジプランに即したサポート (4)職場体験講習の実施	463百万円	320百万円	無	×	—	×	○	【把握の方法】 本事業の登録後、1年以内に具体的な求職活動を始める人の割合70%以上という目標を設定し、PCDAサイクルによる目標管理を行っている。 【H20年度実績】 81.5%	○	○	
③ ライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度への見直し																
51	パート労働者への社会保険適用拡大	厚生労働省	厚生労働省	パート労働者の老後の安定を図る	賃金により生計を営む被用者について、できる限り厚生年金を適用し、その老後の生活の安定を図るため、正社員に近いパート労働者に対し社会保険の適用拡大を図る内容を盛り込んだ「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出し、継続審議とされていたが、平成21年7月、衆議院の解散に伴って廃案となったところである。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ウ. 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題																
① 困難を抱える親子を地域で支える仕組みづくり																
52	母子家庭等就業・自立支援事業	厚生労働省	都道府県、市、福祉事務所設置町村	母子家庭の自立の推進	母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する。 (都道府県・指定都市・中核市： 「母子家庭等就業・自立支援センター事業」) (1)就業支援事業 (2)就業支援講習会等事業 (3)就業情報提供事業 (4)母子家庭等地域生活支援事業 (5)在宅就業推進事業 ※上記(1)、(3)及び(4)については父子家庭の父も対象。	母子家庭等対策総合支援事業(2,439百万円)の内数	母子家庭等対策総合支援事業(3,431百万円)の内数	公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子自立支援員、その他の福祉・就業関係機関	—	主に女性(母子家庭)を対象とする施策	—	○	【把握内容】 当事業を活用したことによる就業実績 【実績(H19年4～12月)】 (1)就業支援事業:4,074件 (2)就業支援講習会等事業:2,188件 (3)就業情報提供事業:2,620件 ※1名の利用者が就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。 ※地域生活支援事業については、就業実績をとっていない。 ※在宅就業推進事業は、H20年度に創設した事業のためH19年度実績はない。	×	—	
53	母子家庭等日常生活支援事業	厚生労働省	都道府県、市町村	母子家庭等の生活の安定	母子家庭の母等が技能習得のための通学や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助、保育サービスの支援を行う。	母子家庭等対策総合支援事業(2,439百万円)の内数	母子家庭等対策総合支援事業(3,431百万円)の内数	母子自立支援員、福祉事務所、民生委員・児童委員、母子生活支援施設等	×	—	×	×	—	—	—	—
54 (「48」再掲)	職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業	厚生労働省														

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把 握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
55	職業紹介を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等(DV被害者等)に対する就業支援	厚生労働省	都道府県 →職業紹介 等を行う企業 や、都道府県 福祉人材セン ター、集合支 援のノウハウの ある法人・NPO など	婦人保護施設等を退所した後の社会的自立の支援	DV被害者等が、婦人保護施設等を退所した後、自立生活を送るにあたり、経済的基盤の安定を図る上で、就職先の確保は最重要事項であり、このような者に対して、適切な就業環境を与えとともに、適切な支援を行い、社会的自立を目指すために下記のような支援を行う。 ・個々の女性にあった就職先の開拓 ・就職後の職場訪問 ・相談支援 ・面接等のアドバイス ・就職後の相談支援 ・個々の女性の就職に対する適正の調査	H21年度新規	安心こども基金拡充分(150,000百万円)の内数	無	－	女性を対象とする施策	－	H21年度 新規	－	－	－
56	婦人保護施設退所者自立生活援助事業	厚生労働省	都道府県	婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した自立生活が継続して送られるようにする	・退所者のうち支援を希望する女性が10名以上いる婦人保護施設で実施する。対象となるのは、婦人保護施設を退所して、自立した生活を送る上で種々の問題を有しており、自立生活のための相談、指導等の援助を希望するものであって、婦人相談所が必要と認められた者。下記のような援助を行う。 ・日常生活に対応する援助(食生活、健康管理、金銭管理、整理整頓等) ・地域及び職場での対人関係に関する指導 ・関係機関等の活用方法の指導 ・その他社会生活における相談、余暇指導等	児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,329百万円)の内数	児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,473百万円)の内数	婦人相談所、福祉事業所等関係機関	－	女性を対象とする施策	－	×	－	－	－
57	身元保証人確保対策事業	厚生労働省	都道府県	母子生活支援施設等を退所する母子家庭等の自立支援	母子生活支援施設等を退所する母子等が、身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることがないよう、身元保証人を確保するための事業。施設長等が身元保証人になった際の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料の補助を行う。	児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,329百万円)の内数	児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,473百万円)の内数	母子生活支援施設、社会福祉協議会等	－	女性を対象とする施策	－	×	－	－	－
58	職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業	厚生労働省	都道府県、指 定都市、中核 市	母子家庭の自立の推進	職業紹介を行っている企業等に委託して、ひとり親に対するソーシャルワーク・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、ひとり親家庭が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行う。	H21年度新規	「安心こども基金」の拡充分(150,000百万円)の内数	無	×	－	×	H21年度 新規	－	－	－
59	DV被害者に係る公営住宅における同居親族要件の緩和	国土交通省	地方公共団体	DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援	公営住宅の入居者資格としては、同居親族があることが原則だが、DV被害者等特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者については、同居親族がなくても単身で入居することが可能。	－	－	市町村等の福祉主管部局等との緊密な連携を保ち、単身者の居住の安定を図るよう公営住宅の管理運営を行うこと等を事業主体に対して要請。	×	－	×	○	実績については、毎年度調査を行い把握。 DV被害者に係る公営住宅における新規の単身入居戸数(H19年度) :34戸	×	○
60	DV被害者に係る公営住宅への優先入居	国土交通省	地方公共団体	DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援	DV被害者については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、公営住宅ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、公営住宅への優先入居の取扱いを行うことが可能。	－	－	当該地方公共団体の福祉部局等の関係機関との緊密な連携を図り、DV被害者の支援のために適切な対応を図るよう、事業主体に対して要請。	×	－	×	○	実績については、毎年度調査を行い把握。 優先入居により公営住宅に入居しているDV被害者の戸数(H19年度末) :47戸	×	○

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し				
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把 握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映	
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額									
61	DV被害者に係る公営住宅の目的外使用	国土交通省	地方公共団体	DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援	事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく承認を得た上で、DV被害者に公営住宅を目的外使用させることが可能。	—	—	当該地方公共団体の福祉部局等の関係機関との緊密な連携を図り、DV被害者の支援のために適切な対応を図るよう、事業主体に対して要請。	×	—	×	○	実績については、毎年度調査を行い把握。 公営住宅の目的外使用承認件数(H19年度末):46件	×	○	
② 生活困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組																
62	幼稚園就園奨励費補助	文部科学省	文部科学省	幼稚園に通う園児の保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減を図る	保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助する 国庫補助限度額(例) ・生活保護世帯(第1子) 公立20,000円/年 私立153,000円/年 平成21年度:3人目以降の無償化を実現 (注)対象は、夫婦と子ども2人の世帯で、年収680万円以下の場合。	19,212百万円	20,397百万円	—	×	—	×	○	幼稚園就園奨励費補助金実績報告により把握 【平成19年度実績】 補助金額:18,453百万円 対象者数:958,281人	×	○	
63	授業料等の減免 (①国立大学の授業料等の減免)	文部科学省	各国立大学法人	経済的理由などにより、授業料等の納付が困難である者などを対象に、修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する	国立大学等の授業料その他の費用に関する省令において、経済的理由等により、授業料等の納付が困難な者に対する免除等経済的負担軽減のための措置を図る旨の規定がされており、すべての国立大学が授業料等の減免制度を設けている。また、運営費交付金の算定に当たっては、授業料等免除についても考慮している。	—	—	—	×	—	×	○	各国立大学法人に調査を行い、実績を把握している。(平成19年度授業料免除実施額:269億円)	×	○	
64	授業料等の減免 (②私立大学の授業料等の減免)	文部科学省	私立大学等	経済的理由により修学困難な私立大学等の学生に対する授業料減免事業等を支援。	私立大学等が、経済的に修学困難であることを減免等の要件として、独自に実施する奨学金給付や授業料減免等に要した経費について、その一部(1/2以内)を補助。	2,000百万円	2,500百万円の内数	—	×	—	×	○	【平成20年度実績】 補助金額:2,287百万円 学校数:384校	×	○	
65	授業料等の減免 (③私立高等学校等の授業料の減免)	文部科学省	都道府県	私立高等学校等が行う経済的理由により修学困難な児童・生徒への授業料減免措置に対する都道府県の補助事業を支援。	私立高等学校等が家計急変や生活保護を理由として授業料減免を行い、都道府県が学校に対し減免額を補助した場合、国が都道府県の補助額の一部(1/2)を補助。	638百万円	677百万円	—	×	—	×	○	【平成20年度実績】 補助金額:633百万円 対象者数:7,315人	×	○	
66	高校生修学支援基金(高校生の授業料減免等に対する緊急支援)	文部科学省	都道府県	都道府県が行う経済的理由により修学困難な高校生への授業料減免補助(私立)や奨学金事業への支援。	経済的理由にかかわらず高校生が学業を継続できるよう、授業料減免補助(私立)や奨学金事業を実施する都道府県に対し、新たな交付金により都道府県に基金を設置する形で、緊急支援を行う。	H21年度新規	48,570百万円 H21年度補正 経済危機対策	—	×	—	×	H21年度新規	—	—	—	

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把 握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
67	学生への経済支援を行う 大学等に対する無利子融 資	文部科学省	私立学校振 興・共済事業 団	経済的理由により修学困 難な私立大学等の学生に 対する授業料減免事業等 を支援。	授業料減免・徴収猶予等の学生への経済的支 援を行っている大学等に対し、資金を無利子で 融資。	H21年度新規	11,000百万円の内数 H21年度補正 経済危機対策	—	×	—	×	H21年度 新規	—	—	—
68	(独)日本学生支援機構奨 学金事業	文部科学省	(独)日本学生 支援機構	経済的理由により修学に 困難がある優れた学生等 に対して学資を貸与するこ とにより、教育の機会均等 に寄与するとともに、次代 の社会を担う豊かな人間性 を備えた創造的な人材の 育成に資することを目的と している。	無利子奨学金事業(34.4万人) 有利子奨学金事業(80.4万人) ・家計急変学生に対する緊急採用奨学金の貸 与人員を倍増(約8,000人) ・奨学金の返還困難者に対する返還猶予が10 万人まで増えても対応可能。	130,899百万円 ※事業費総額 :901,329百万円	130,899百万円 ※事業費総額 :947,492百万円 2,436百万円 H21年度補正 経済危機対策	毎年、奨学生(奨学 金の貸与を受けて いる学生等)が在籍 している学校との連 携及び協力を得 て、(独)日本学生支 援機構の定める基 準に基づき奨学生 の学業成績、人物、 健康及び経済状況 の審査を行い、奨 学生としての適格 性を認定するとと もに、奨学金が有効 に活用されるよう、 奨学生に対する指 導助言を実施。	×	—	×	○	平成20年度に奨学金の貸 与を受けた者のうち、平成 21年以降も継続して貸与を 希望する者に対して「奨学 金を受けられなかった場合 の修学の可否について」ア ンケートを実施 奨学金の貸与を受けること により修学可能となった学 生の割合 82.13%	×	○
69	子どもの健全育成プログ ラム(生活保護世帯対象)	厚生労働省	都道府県、指 定都市、中核 市、その他市 区町村(町村 は福祉事務所 を設置してい る町村に限 る。)	生活保護の有子世帯の自 立の支援と、子どもの学習 支援の充実による「貧困の 連鎖」の防止	福祉事務所に専門相談員を配置した上で下記 の支援を実施し、被保護世帯の子どもが健全 に育成される環境を整備する。 (1)子どもやその親が日常的な生活習慣を 身につけるための支援 (2)子どもの進学に関する支援 (3)引きこもりや不登校の子どもに関する支援	H21年度新規	セーフティネット支援 対策等事業費補助 金111,400百万円の 内数 H21年度補正	地域の社会資源等 を活用して行うも のであり、具体的な連 携先、連携の方法 は、個々に策定・実 施されるプログラム ごとに異なる。	×	—	×	H21年度 新規	—	—	—
70	子どもの学習支援のため の給付の創設	厚生労働省	都道府県、指 定都市、中核 市、その他市 区町村(町村 は福祉事務所 を設置してい る町村に限 る。)	生活保護の有子世帯の自 立の支援と、子どもの学習 支援の充実による「貧困の 連鎖」の防止	子ども(小・中・高)の家庭内学習やクラブ活動 参加を促進するための新たな給付を創設する ことにより、子どもの学習及び健全育成を支援 する。 ※基準額(月額) 小学校:2,560円 中学生:4,330円 高校生等:5,010円	H21年度新規	約4,200百万円 H21年度補正	無	×	—	×	H21年度 新規	—	—	—
③ 国際化に対応した支援体制の強化～国際結婚や在留外国人とその子どもへの支援															
71 (「17」 再掲)	外国人向け広報資料 (「配偶者からの暴力の被 害者へ」)の作成・配布	内閣府(男 女共同参画 局)													

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策への反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
72	帰国・外国人児童生徒受入促進事業	文部科学省	都道府県教育委員会、市町村教育委員会	外国人の子弟の増加およびそれに伴う課題への対処 ・日本の学校制度を知らないまま入国する外国人の増加 ・外国人の居住実態が不確定、就労環境、親の意識の違いによる不就学の外国人の子どもの出現 ・公立学校に就学する帰国・外国人児童生徒の増加による日本語指導が必要な児童生徒の増加	帰国・外国人児童生徒の学校における受入体制の在り方や不就学の外国人の子どもに対する就学促進に関するモデル事業を実施。 ・就学促進員の活用や、教育委員会と関係機関等との連携による就学支援を実施 ・初期指導教室(プレクラス)の実施 ・域内の学校への日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等の際に必要な外国語が使える支援員等を配置 ・地域・学校での受入体制の整備 ※委嘱地域: 19地域47市町村	223百万円	301百万円	教育委員会が設置・開催する運営協議会のメンバーとして、大学教授、企業、NPOやボランティア団体の関係者等に参加を依頼し、事業の企画・改善に携わっていた。また、実施面においても、「就学促進員」や「支援員」として、不就学の外国人家庭に対する就学案内等の説明、働きかけや、学習の支援といった協力をしていただく。	×	—	×	○	公立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数のうち学校で日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数の割合。84.9% A 公立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数=28,575人 B Aのうち、日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数=24,250人 24,250÷28,575=84.9	×	○
73	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	文部科学省	都道府県又は市町村、法人格を有する団体等	我が国に居住する外国人にとって、日本語が分からないことから生じる様々な社会問題を解消し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活をできるよう、日本語教育の充実を図る。	・「生活者としての外国人」のための日本語教室の設置運営 —我が国に滞在する「生活者としての外国人」のための日本語教室を設置 —全国40箇所実施 ・日本語能力を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成 —地域の日本語教室で講師として活用できるよう退職教員及び日本語能力を有する外国人を対象とした研修を実施 —全国40箇所実施 ・ボランティアを対象とした実践的研修 —地域で日本語指導にあたるボランティアの実践的能力の向上を図るための研修を実施 —全国30箇所実施	148百万円	177百万円	都道府県又は市町村、法人格を有する団体等(地域の国際交流協会や特定非営利活動法人等を含む。)に事業を委託し、事業を受託した機関が、大学、地域のボランティア等と連携し、日本語教室の設置運営等を行っている。	×	—	×	○	事業の実施により以下の5つのプログラムを実施し、国内における日本語を学習する外国人の増加及び定住化に対応し、外国人の円滑な社会生活の促進を図るため、日本語教育を充実させた。 【20年度実績】 ○日系人等を活用した日本語教室の設置運営 22件 ○退職教員を対象とした日本語指導者養成 8件 ○日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者養成 14件 ○ボランティアを対象とした実践的長期研修 14件 ○外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発 3件	×	○
74	定住外国人の子どもの就学支援事業	文部科学省	国際機関	昨今の景気悪化により、就学しない定住外国人のブラジル人等の子どもの就学確保を目的とする。	ブラジル人等の子どもが日本語等を学習する場を外国人集住都市等に設け、公立学校へ円滑に転入出来るようにするなどの事業を実施する。	H21年度新規	3,725百万円 (平成21~23年度) H21年度補正 経済危機対策	国際機関に拠出金を支出し、国際機関から地方公共団体・NPO法人等に対し事業を委託。	×		×	H21年度新規	-	-	-
75	専門通訳者養成研修事業	厚生労働省	都道府県	人身取引被害者、DV被害者の支援	人身取引被害者及び外国人DV被害者の適切な支援を確保するため、人身取引及びDVの専門的な知識を持った通訳者を養成する研修を実施する。	H21年度新規	児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,473百万円)の内数	無	-	主に女性(母子家庭)を対象とする施策	-	H21年度新規	-	-	-

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把 握の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
76	外国人婦女子の緊急一時保護	厚生労働省	都道府県	人身取引被害者、DV被害者の支援	婦人相談所などで、人身取引被害者及び外国人DV被害者等を一時保護した際に通訳等の生活支援を行う。	婦人相談所運営費負担金18百万の内数	婦人相談所運営費負担金20百万の内数	各都道府県や市町村の国際交流協会、民間団体等への派遣依頼	—	主に女性(母子家庭)を対象とする施策	—	×	—	—	—

エ. 支援基盤の在り方等に関する課題

① 家庭や地域における男女共同参画の推進

77	男女共同参画に関する普及・啓発	内閣府(男女共同参画局)	内閣府(男女共同参画局)	男女共同参画に関する国民の理解や認識を深める。	パンフレットの作成・配布、総合情報誌の発行、「男女共同参画週間」の実施等による広報啓発、ホームページによる情報提供等を行う。	104百万円	59百万円	国民、地方公共団体、その他関係団体等(施策対象)	○	男女共同参画に関する認識を定着させるための施策である。	○	○	意識調査の実施(「男女共同参画社会に関する世論調査」で、「(夫が外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方)等の男女別回答等を集計)	○	○
78	地域における男女共同参画促進総合支援	内閣府(男女共同参画局)	内閣府(男女共同参画局)	地域における男女共同参画の課題解決に向けた取組を支援し、地域における男女共同参画を推進する。	地域における男女共同参画促進に関する情報の収集・提供、実践的調査・研究、アドバイザーの派遣等の支援を行う。	H21年度新規	80百万円	各都道府県や市町村へのアドバイザーの派遣等	○	以下の調査で得られたデータの活用「地域における相談ニーズに関する調査」	×	H21年度新規	—	—	—

② 自立概念の捉えなおしと支援チャネルの多様性

79 (「12」再掲)	配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業	内閣府(男女共同参画局)													
80	発達障害者支援法	厚生労働省	厚生労働省 都道府県等	他者とのコミュニケーションに困難を抱え、社会に適切にいく上で適切な教育や療育が求められる発達障害者に対して、ライフステージに応じた一貫した支援を目指す。	発達障害者の早期発見・支援、発達障害者支援センターの運営、専門的な医療機関の確保、専門的知識を有する人材確保等の施策を実施することにより、発達障害者に対する生活全般にわたる支援等を行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

③ 制度の狭間への対応や個人のニーズに応じた一貫した支援

81 (「6」再掲)	地域における若者支援のための体制整備モデル事業	内閣府(共生社会)													
82 (「7」再掲)	子ども・若者育成支援推進法	内閣府(共生社会)													
83 (「78」再掲)	地域における男女共同参画促進総合支援	内閣府(男女共同参画局)													
84 (「11」再掲)	若者職業的自立支援推進事業	厚生労働省													

オ. その他